

平成29年第7回宮古島市農業委員会総会 議事日程

1) 会議の日時 平成29年7月21日 金曜日 13時30分

会議の場所 女性・若者等活動促進施設（伊良部）

2) 出席状況 委員数 26名

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

12番 川満里志委員 13番 下地博和委員

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(賃借権の設定)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

平成29年第7回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成29年7月21日 金曜日 13時30分から16時26分
2. 開催場所 女性・若者等活動促進施設（伊良部）
3. 出席委員 (26人) 委員数 (29人)
4. 欠席委員 (3人)

議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	出席	議席	氏名	役職	議席
1	與那覇盛徳		○	11	芳山 辰巳	職務代理	○	21	濱川 清重		○
2	長濱 国博		○	12	川満 里志		○	22	池間 藤夫		○
3	砂川 博一		○	13	下地 博和		○				
4	喜屋武 隆		○	14	奥浜 健		○	24	平良 光成		×
5	田名 和彦		○	15	砂川 栄徳		○	25	川満 盛幸		×
6	仲里 敏夫		○	16	下地 泰斗		○	26	前泊 芳男		○
7	仲里 長造		○	17	玉元 正助		○	27	新里 光徳		○
8	大浦 敏光		○	18	友利 光徳		○	28	前泊 恵		○
9	上地 洋美		○	19	下地 博次		○	29	渡真利 等		×
10	瑞慶覧健一		○	20	久志 盛一		○	30	野崎 達男	会長	○

5. 議事録署名委員

議 長 野 崎 達 男
 12番委員 川 満 里 志 13番委員 下 地 博 和

6. 職務のために出席した者の氏名

局 長 下 地 明 次 長 上 地 寿 男 農政係長 下 地 一 史
 農地係長 川 満 邦 弘 主任主事 伊 良 部 哉 主任主事 上 原 み ち 子

開 会 14時00分
 閉 会 16時26分

7. 会議の概要

平成29年7月21日

開会： 13:30

議長 ただ今から、平成29年第7回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は26名で、定数に達しておりますので宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日、3名の欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、12番 川満里志委員、13番 下地博和委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転、の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題といたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は20件でございます。
まず、受付番号1番から20番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号1番から20番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号1番から20番までは、議案書21ページから40ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

1番委員 受付番号1番・2番・3番について、現地調査の結果を報告いたします。
1番の申請地は、JA あたらす市場東側交差点を空港向け約600メートル行き左折、約300メートル進んだ右側に位置します。現在は牧草が植えられておりました。周辺農地はサトウキビ畑でした。

2番の申請地は、ヤマダ電機から下地向け約300メートル右側、建設会社資材置き場近くのアパート南側に位置しています。確認時は荒地でしたが、現在は整地されております。

3番の申請地は、宮古コンクリート工業西側約600メートルに位置しております。こちらも荒地でしたが、現在は整地されております。周辺農地はいずれもサトウキビ畑です。

2番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、長山の電波塔近くの道路を南向けに進んだ三叉路を左折し、約300メートル右側に位置します。現在はサトウキビが植えられておりました。申請人は、両親とサトウキビ栽培をしておりますが、オクラ栽培の経験もあり、大変意欲的な若者です。

6番委員 受付番号5番・6番について、現地調査の結果を報告いたします。
5番の申請地は、来間小・中学校グラウンドに隣接しています。申請人は、畜産業の規模拡大を図る予定で、取得後は採草地にする予定です。

6番の申請地は、コーラル・ベジタブル社西側道路を南向け約200メートルに位置しています。申請人は、診療所勤務と兼業でサトウキビ栽培を頑張りたいということです。

7番委員 受付番号7番・8番について、現地調査の結果を報告いたします。
7番の申請地は、狩俣中学校グラウンド東側約300メートルに位置し、土地改良も済んでおります。現在は、収穫後のサトウキビのカブが植えられていました。

8番の申請地は、狩俣間那津集落にある新里板金工場の2つ隣に位置しています。若い就農者で、サトウキビ栽培の規模拡大ということです。

9番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古島東急リゾートホテル東側に位置しています。2・3年前までは果樹栽培等もされていましたが、現在は遊休状態で荒地になっていました。数日前に再度確認に行った際には、申請人によって重機で伐開され整地されておりました。サトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

11番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、上野小学校体育館横の道路を挟んで南側約80メートルに位置し、道路拡張工事後の残地で36㎡ほどの狭小農地でした。申請人の所有地に隣接しており、現在は防風林が植えられていました。

12番委員 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺小学校から砂川向け約200メートル進んで右折し、突き当たりの牛舎角に位置します。以前から購入希望で話を進めてきており、今回の申請となりました。

15番委員 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、JA上野給油所前道路を宮国向け約800メートル進んだ三叉路を右折、山根集落向け約1キロメートル、下地入江集落入口左折し約200メートル、右折し約100メートルに位置します。土地改良も済んでおり、現在は収穫後のサトウキビのカブが作付けされておりました。申請人は会社勤めで兼業ですが、両親と共にサトウキビ栽培の規模拡大を図っており、担い手として頑張っていくということです。

16番委員 受付番号13番・14番・15番について、現地調査の結果を報告いたします。
13番の申請地は、下地線から空港向け、4車線道路を上りきった左手に原野があり、その近くに位置します。先月、申請人が購入した農地に隣接しています。不在地主の案件です。

14番の申請地は、空港滑走路南側フェンス約100メートル、進入路近くに位置し、長年申請人が耕作しています。現在はサトウキビの夏植えが植えられていました。こちらも不在地主の案件です。申請人は高齢ですが、まだまだ現役で畜産業も営んでおります。

15番の申請地は、久松側、伊良部大橋入口手前のファミリーマート本部からパイナガマに抜ける道路半分あたり右側に位置します。現在はサトウキビの夏植えが植えられていました。こちらも不在地主の案件で、申請人が長年耕作しており、今回購入することになりました。

17番委員 受付番号16番・17番について、現地調査の結果を報告いたします。
16番の申請地は、伊良部の宮の華酒造所近くの交差点を北へ約200メートル、建設会社倉

庫に隣接しています。現在は重機で開墾されており、サトウキビの夏植えを植える予定です。

17番の申請地は、伊良部支所から佐良浜向け、長浜多目的施設から北へ約200メートル、佐和田一佐良浜線三叉路を左折、約20メートルに位置しています。現在はマンゴーや野菜等が植えられていました。

19番委員 受付番号18番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺向け、更竹病院約100メートル手前右折、約80メートルに位置しています。3筆とも隣接していて、半分は収穫後のサトウキビのカブ出しが、半分は夏植え用にすき込みされていました。申請人は新規就農ですが、以前から兄弟の手伝いをしており、経験豊富です。

28番委員 受付番号19番・20番について、現地調査の結果を報告いたします。
19番の申請地は、伊良部内、建設中の貯水タンクを左手に見て約400メートル進んだところに位置します。現在は砕土されており、カボチャを植える予定です。周辺農地はサトウキビ畑が広がっていました。

20番の申請地は、上記貯水タンクから西へ約300メートルに位置し、現在はカボチャが植えられていました。周辺農地はサトウキビ畑でした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 受付番号9番、与那覇仲子ク原 1168-2-Z2について、登記簿は畑、現況は宅地とありますが、実際に建物があるのか説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。
受付番号9番は同地番がZ1、Z2の2つに分かれています。これは農業用倉庫が建てられているためにそうなっています。税務課では倉庫があることで宅地として課税されており、農地台帳システムは課税台帳システムと連携しているため、分筆はされておきませんがシステム上ではこのように記載されています。

2番委員 今の説明では、農業用施設があるため課税され、現況が宅地という記載になっているということでした。この案件はとても重要な事例だと思います。例えば、パドックとして使用している場所を農業用施設と判断して課税するのか、三方囲まれているから課税するのか、または未届であれば課税せず現況は畑のままなのか。宮古島市ではたくさんの農業用施設が見受けられます。未届の施設もあります。現在は農業用施設について課税・非課税の線引きが曖昧だと思います。どのようにすればきちんとした方向性を示せるのか大きな課題であり、行政との協議が必要と考えます。

事務局 この案件については、当初課税されておきませんでした。しかし次第にアンテナなどの設備が少しずつ増やされ、周囲の地域住民からの情報等もあり、畑の中の農業用施設として見なすには難しく、生活する意図があるのではないかと判断され課税されるに至ったようです。宮古島市全体の中でこのような案件は多々あると思いますし、長濱委員のおっしゃるとおり今後税務課との協議が必要であると思います。

《異議なしの声あり》

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から20番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、4件でございます。まず、受付番号21番から24番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号21番から24番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号21番から24番までは、議案書41ページから44ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

4番委員 受付番号21番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、空港近くの日本レンタカー真向かいに位置します。現在はカブ出し管理がされています。この農地は国有地です。譲渡人の方は後継者がいらっしゃらないということです。譲受人の方はハーベスターを導入し、今後も規模拡大を図っていききたいとのことです。

5番委員 受付番号22番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、宮古製糖(株)から上野向け約100メートル進むと坂道のカーブにさしかかります。真っ直ぐに伸びた筋道を約100メートル進んだ右手に位置します。現在は夏植えの準備がされていました。長年親の手伝いをしてきており、農業経験も豊富です。

6番委員 受付番号23番・24番について、現地調査の結果を報告いたします。
23番の申請地は、来間団地南側約400メートル左手に位置し、現在は葉たばこ収穫後で、サトウキビの夏植えの準備に入る予定です。申請人は新規就農です。
24番の申請地は、沖縄製糖(株)東側県道を北へ約600メートル進んだ右側に位置し、現在はサトウキビの夏植えの準備中で耕起されていました。受付番号6番と関連します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号21番から24番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」について」を議題とし

ます。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、22件でございます。
まず、受付番号25番から46番までの説明をいたします。

【議案第1号、受付番号25番から46番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

受付番号25番から46番までは、議案書45ページから66ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号25番から46番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、4件でございます。

まず、受付番号1番から4番までの説明をいたします。

【議案第2号、受付番号1番から4番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番・2番について、現地調査の結果を報告いたします。

1番の農地（越原 1527、1561）の所在は、宮島小学校裏手の整備事業が済んでいる場所です。現在はカブ出しと苗用のサトウキビが植えられていました。（野田原 4072）は間那津集落後方に位置し、現在は碎土されていました。

2番の農地（山原 3095-1）の所在は、狩俣中学校グラウンドに隣接しています。夏植えのサトウキビが植えられていました。（石川原 4349、4351、4360-3）は、海側に位置し、サトウキビが植えられていました。

9番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

農地の所在は、下地字川満（通称ツング）、ツング公民館南側十字路を南向け約200メートルに位置し、3筆一帯で使用しています。周辺は勾配がきつく農地としての利用が不便な場所が多いため、申請人は新規就農者ですが、基盤整備の要請行動をするなど意欲的に取り組んでいます。

事務局 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在は、参考資料（沖縄県農業振興公社関連議案）をご覧ください。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 受付番号4番についてお聞きします。参考資料3ページの黄色で色分けされている部分は、砂邊氏が耕作している農地、とありますが、砂邊さん名義なのか、小作中なのか説明をお願いします。

中間管理機構 参考資料2ページをご覧ください。1535番の農地が砂邊さん名義で、1536番2は砂邊さんの義兄の名義です。しかし義兄は亡くなっており相続人がいないため、いずれ妹である砂邊さんの奥さんが相続することになっています。

2番委員 砂邊さんはこの位置割に納得しているのですか。この耕作地が全部自分所有の名義であると勘違いしたまま売買する可能性もあると思います。砂邊さんは耕作地の名義が違うことは承知していますか。

中間管理機構 当初砂邊さんは、委員のおっしゃるとおり自分名義であると思っていましたが、地図等を示して説明したところ納得していただきましたので問題ありません。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（所有権移転）は6件でございます。
まず、受付番号1番から6番までの説明をいたします。

【議案第3号、受付番号1番から6番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

7番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地（稲置原951-15、951-29）の所在、南静園近くに位置し、それぞれ面積が小さいので集積したいとのことでした。（越原1514-1）は、議案第2号受付番号1番と関連します。現在はいずれもサトウキビが植えられていました。

9 番委員 受付番号 2 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、沖縄製糖(株)東側道路から上野向け、坂道を下った両サイドに沈渣地がある十字路を左折、約 500 メートル行った十字路脇に位置します。整備事業、換地等も済んでいます。申請人はサトウキビ栽培の規模拡大を図る予定です。

18 番委員 受付番号 3 番・4 番・5 番について、現地調査の結果を報告いたします。
3 番の農地の所在、吉野集落入口東側に位置しています。申請人は現在キク栽培等も頑張っています。

4 番の農地の所在、新城集落から北へ約 500 メートル、上水道タンク西側約 300 メートルに位置しています。申請人はハーバスターのオペレーターとしても頑張っています。

5 番の農地の所在、袖山浄水場北側に位置しており、未整備地区です。申請人は西里地区の原料員もしており、ユニックのオペレーターとしても頑張っています。

21 番委員 受付番号 6 番について、現地調査の結果を報告いたします。
農地の所在、西辺小・中学校を左手に見て福山向け約 1 キロメートル、五叉路を左折し約 200 メートル、右折し約 100 メートル、さらに左折し約 200 メートル、十字路を左折した右手に位置します。これからサトウキビ栽培を頑張っていくということで準備中でした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2 番委員 受付番号 4 番についてお聞きします。合同会社南部産業について、定款等も確認しました。これまでの実績等をわかる範囲で教えてください。

事務局 合同会社南部産業より、サトウキビ収穫の受委託について、今年 1400 万円、昨年 700 万円、一昨年 600 万円との決算報告を受けております。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第 4 議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第 5 議案第 4 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします

事務局 今月の農用地利用配分計画案は、3 件でございます。
まず、受付番号 1 番から 3 番までの説明をいたします。

【議案第 4 号、受付番号 1 番から 3 番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議長 休憩します。

休 憩 : 14:53

【休憩中の補足説明：3条申請について】

事務局 休憩中ですが、農地法3条で農地を取得する際の注意点について少し説明させていただきます。特に、不在地主の案件についてですが、購入希望者が代書人を通して手続きの申請をする際、農業委員の皆さんに現地調査の依頼をしたいと思います。現地確認時に木が生い茂っていた場合、これまでも原則として伐開してから3条申請するよう指導してきました。地主はもちろん宮古不在ですから、購入希望者が伐開することになります。先月、伐開の約束をして3条申請を受け付けたにも関わらず、実際に現場確認すると伐開されていない案件があり申請保留になりました。農地法3条で農地を取得するという事は、これからは農地として使用するという意思表示であり、将来的に転用可能であろうとか間違った認識を持ったまま申請に至らないよう、皆さんのご指導及び慎重な確認をお願いします。今月も保留案件があります。今後このような状況にならないためにも、皆さんのご理解とご協力をよろしくをお願いします。

再 開 : 15:10

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、3件でございます。
まず、受付番号1番から3番までの説明をいたします。

【議案第5号、受付番号1番から3番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から3番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で、議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成29年7月11日に行いました。調査委員は9番私、上地洋美と14番、奥浜健委員と野崎会長、事務局から上地寿男次長、川満邦弘農地係長、上原みち子主任主事の6人で行いました。始めに、10時から10時10分まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条3件、5条10件、非農地証明願7件、合計20件の現地調査を10時20分から14時40分まで行い、15時から15時20分まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、顛末書を要する案件が1件ありましたが、特に違反等は見受けられませんでした事を報告いたします。

それでは、4条申請、5条申請、非農地証明願の順に説明いたします。

受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は市内の共和マンションから沖縄クボタ向け約400メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は東小学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

9番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は東小学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第6議案第5号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 まず、議案説明に入る前に、補足説明をします。

総会直前に申請人代理人より、譲受人の変更の連絡を受けました。受付番号2番と3番が申請取り下げにより保留案件となりますが、議案書作成後のため差し替えが間に合わず、受付番号は繰り上げずそのまま使用しますのでご了承ください。

では改めまして、議案書の説明をいたします。

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、10件でございます。

まず、受付番号1番から12番までの説明をいたします。

【議案第6号、受付番号1番から12番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】

以上、受付番号1番から12番までは、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします

9番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は旧宮古病院東側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、用途地域（第1種低層住居専用地域）に指定された第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

9番委員 受付番号4番について、現地調査結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は久松漁港近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、宅地、原野、公園等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

9番委員 受付番号5番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古島市陸上競技場西側約300メートルに位置し、農地の広がりなし、
宅地の広がりなし。農地の区分、宅地等に囲まれた連たん近接の第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

9番委員 受付番号6番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は上野新里集落内に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地
の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地（集落接続）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

9番委員 受付番号7番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は下地線にあるバイパスオート裏側に位置し、農地の広がりあり、宅地
の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地と判断いたしました。
(既存施設の拡張)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

9番委員 受付番号8番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は伊良部大橋から伊良部庁舎向け、長山港を過ぎて約800メートルの海岸沿いに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野等に囲まれたその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

14番委員 受付番号9番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は成川集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

11番委員 質問ではありませんが、説明を求めます。
転用面積196㎡、所要面積308.96㎡となっています。分かりにくいので担当から詳しい説明をお願いします。

事務局 申請書7「その他参考となるべき事項」の欄に記載してありますが、少し分かりづらいようですので、次回からは一帯開発であることを示す資料を添付したいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

14番委員 受付番号10番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は宮古実業高校第2農場西側約200メートルに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた第1種農地（集落接続）と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

2番委員 添付資料61ページと65ページを確認したところ、この申請者は悪質に思えます。というのも、平成6年に売買をし、平成7年にはこの土地を担保に金銭を借入れ、また平成19年にも同様に借入をしています。すべてを承知の上でこのようなことを行っているように見受けられます。顛末書を添付すればすべて認められるのか疑問です。農業委員として、今後このような案件にどう対処すべきなのか考える必要があると思います。事務局の考えを教えてください。

事務局 長濱委員のおっしゃるとおり、この案件は金銭トラブルがあるようなことを代理人から聞いております。

議長 このような金銭トラブル等については、この場で話すことではないと思いますのでご理解ください。

事務局 許可する側としては、所有権移転をする場合に仮登記がなされていれば、同意書もしくは抹消手続きをするように指導していますが、担保物件については強制できません。

2番委員 私が言いたいのは、転用許可を取った後に住宅建築ができなくなったのであれば、元の農地に戻すよう指導しなければいけないのではないかと、ということです。放置した状態で、駐車場として使用されていることも知っていたのなら、その時点で農地に戻すべきだったと思います。

事務局 通常は、所有権移転の許可がおりた時点で金銭の授受も伴うものと思います。許可の取消がない限り元に戻すことは不可能です。取消をするにも、双方の合意が得られなければ成立しませんので難しいところです。

議長 様々な案件がありますので、今後は県や農業会議とも協議しながらすすめていきたいと思いますのでご理解ください。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

14番委員 受付番号11番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は古謝そば屋近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号12番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

14番委員 受付番号12番について、現地調査結果を報告いたします。
現場の状況、申請地は共和マンション南側約200メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第7議案第6号は許可相当として県知事に意見を送付いたします。
次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願いは、7件でございます。
まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。
【議案第7号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

14番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、狩俣線沿いの大米給油所近くに位置し、申請地を含む一帯が原野化しており、さらに宅地化が進み農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。(荒廃農地 B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

1 4 番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、伊良部佐良浜集落内に位置し、周辺を宅地等に囲まれていて、さらに道路から2メートル程の段差がある窪地で、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

1 4 番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺線の鏡原自動車整備工場から宮原集落向け500メートル程に位置し、周辺を原野や隣接地の畑地と2メートル程の段差があり、農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。(荒廃農地 B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

1 4 番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、久松中学校南側約200メートルに位置し、周辺を宅地、原野、畑等に囲まれていて、農地台帳では山林となっており農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

1 4 番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、現在は拝所であることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

1 4 番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、現在は拝所であることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします

1 4 番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。
申請地は、城辺線の鏡原自動車整備工場から宮原集落向け600メートル程に位置し、周辺を宅地や雑種地及び畑地等に囲まれていて、さらに2メートル以上の雑木等が生い茂り農地としての利用は困難であると思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。
日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案・報告の審議はすべて終了いたしました。
この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

【事務局より報告】

事務局 久松地区違反転用についての経緯説明

議長 委員からご意見等はございませんか。

《発言なしの声あり》

議長 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成29年第7回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会： 16:26

平成29年7月21日

会 長 野 崎 達 男

12番委員 川 満 里 志

13番委員 下 地 博 和